

第 27 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 2 年 3 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 55 分

2. 会議の場所 亶理町役場 2 階中会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (14 名)

2 番	三戸部 孝 二	3 番	安 住 郁 子	4 番	小 野 稔
5 番	長 田 邦 雄	6 番	伊 藤 富 敏	7 番	遠 藤 圭 一
8 番	加 藤 正 純	9 番	安 住 政 男	10 番	佐 藤 利 洋
11 番	鈴 木 周 吾	12 番	齋 藤 憲 一	13 番	神 田 昇
14 番	武 澤 文 男	15 番	佐 伯 健		

(2) 農地利用最適化推進委員 (15 名)

16 番	古 眞 眞	17 番	菊 地 英 一	18 番	齋 広 行
19 番	齋 藤 幸 一	20 番	渡 邊 善 徳	21 番	大 槻 久美子
22 番	齋 藤 勝 市	23 番	菊 池 淑 郎	24 番	森 敏 夫
25 番	南 條 栄 一	26 番	千 葉 義 昭	27 番	小 野 忠 良
28 番	鈴 木 誠 司	29 番	三戸部 誠 一	30 番	片 平 洋 之

4. 欠席者

(1) 農業委員 (1 名)

1 番 森 昌 敏

(2) 農地利用最適化推進委員 (なし)

5. 議事日程

日程第 1 新たに任命された農業委員の議席の指定

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 第 1 号議案 新たに任命された農業委員の所属する地区委員会について

日程第 4 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 5 第 3 号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第 6 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 7 第 5 号議案 令和元年度第 1 1 号亙理町農地土地利用集積計画（案）
について

日程第 8 第 6 号議案 令和 2 年度農作業標準賃金の協定承認について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、参事兼総務班長 森 秀之、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より遠藤委員の紹介及び遠藤委員からのあいさつに続き、事務局長より出席委員数による総会成立の報告の後、会議規則第 6 条の規定により会長が議長となり、第 2 7 回亙理町農業委員会総会の開会を宣した。

議 長 まず、事務局より経過報告をお願いします。

事務局長 （配布資料を読み上げ報告）

議 長 ありがとうございます。なお、次回の総会までの日程については、4 月 1 5 日に亙理と逢隈で地区委員会、4 月 1 6 日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は 4 月 2 2 日の予定でございます。会場については、新型コロナウイルス感染症対策のため、公民館などの施設の貸出しが禁止となっているので、その都度通知でお知らせするのでよろしくをお願いします。

なお、1 番、森昌敏委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、審議に入ります。日程第 1、新たに任命された農業委員の議席の指定ですが、亙理町農業委員会総会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、欠員等により新たに任命された委員となった者の議席は、議長が定めることとなっておりますので、現在空席となっている 7 番を指定します。遠藤委員は指定議席に着席願います。

（ 7 番着席 ）

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名ですが、亙理町農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、2 番、三戸部孝二委員、3 番、安住郁子委員を指名いたします。

日程第 3、第 1 号議案、新たに任命された農業委員の所属する地区委

員会についてを議題とします。なお、第1号議案については、委員自身に関する事項のため、農業委員等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、7番、遠藤圭一委員は審議のあいだ、一時退席願います。

(7番退室)

議 長
事務局長

それでは、事務局より説明をお願いします。

第1号議案、新たに任命された農業委員の所属する地区員会について説明いたします。亶理町農業委員会規程第3条第2項の規定により農業委員は地区委員会に所属することから、新たに任命された遠藤圭一委員の所属する地区委員会を逢隈地区委員会に指定してよいか、本会議の承認を求めるものです。このことについては、各地区委員会の定数に係る規定はございませんが、各地区委員会の委員数が地区の農地面積割合により設定されたものであることに鑑み、辞任した委員が逢隈地区委員会に所属していたしていたことから、遠藤委員の所属委員会を逢隈地区とさせていただく提案でございます。審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

第1号議案について説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長

質問等ないので採決に移ります。第1号議案、新たに任命された農業委員の所属する地区委員会については、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。第1号議案、新たに任命された農業委員の所属する地区委員会については、原案どおり承認することに決定いたします。

(7番着席)

議 長

日程第4、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明を頂き、審議して参りますのでよろしく申し上げます。それでは、亶理地区委員長さんよりお願いします。

10 番

(順位1番について議案朗読及び補足説明)

亶理地区委員会では許可相当としました。

- 議 長 ありがとうございます。続いて、吉田地区委員長さんお願いします。
- 4 番 (順位 2 番について議案朗読及び補足説明)
吉田地区委員会では許可相当と認めました。
- 議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員長さんより説明をお願いします。
- 6 番 (順位 3 番から順位 4 番について議案朗読及び補足説明)
順位 3 番 4 番とも逢隈地区委員会では許可相当としました。
- 議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。
- 2 2 番 順位 3 番の譲受人は●●●の方だが、集落は●●か。
高橋主事 行政区では●●●ですが、農家組合は●●に入っています。
- 議 長 よろしいですか。
- 2 2 番 はい。
- 議 長 他にご質問、ご意見ございませんか。
- 1 4 番 1 0 a 当たり 1 0 万と 2 0 万は基盤整備地に入っている土地か。
- 6 番 基盤整備地ではありません。住宅周り等で基盤整備から外れています。
- 議 長 いいでしょうか。
- 1 4 番 解りました。
- 議 長 他にご質問、ご意見はありませんか。
(発言なし)
- 議 長 無ければ採決いたします。第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について、許可する事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議については、許可することに決定します。
日程第 5、第 3 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。地区委員長さんより説明頂き審議してまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、亘理地区委員長さんお願いします。
- 1 0 番 (順位 1 番について議案朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。

6 番 (譲渡人) から (譲受人) へはどのような権利移動でしたか。
議 長 亶理地区委員長。

10 番 売買です。4号議案の順位3番と関連します。

6 番 199㎡というのは宅地の一部ということですか。

10 番 宅地への乗り入れとなるものです。

議 長 よろしいですか。

6 番 はい。

議 長 他にご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決いたします。第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議については、許可相当とすることに決定します。

日程第6、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明を頂き、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは亶理地区委員長さんお願いします。

10 番 (順位1番から順位3番について議案朗読及び補足説明)
亶理地区委員会としては、順位1番と3番は許可相当としましたが、順位2番については条件付きとした。

議 長 ありがとうございます。続いて、逢隈地区委員長さんお願いします。

6 番 (順位4番から順位6番について議案朗読及び補足説明)
逢隈地区委員会ではいずれも許可相当としました。

議 長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ありましたら承ります。

24 番 順位2番については、許可相当とする場合は厳格に判断していただきたい。

高橋主事 補足説明します。入金期限が4月30日であり、銀行の残高証明については入金後に差し替えることとしています。それができなければ不許可相当となり、資金条件が充足した場合に許可相当とするものです。県は不許可意見に対しては慎重に対応しており、多少の期間は待つと言われていますが、農業委員会としては期限を定めて対応するも

のです。

24番 4月末で書類が揃わなければ不許可相当ということか。

高橋主事 申請者にもそのように了解いただている。

議長 今の回答でよろしいでしょうか。

24番 了解。

議長 その他、ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については許可相当と決定します。

日程第7、第5号議案、令和元年度第11号亘理町農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局より説明願います。

森 参事 (議案書の朗読及び補足説明)

議長 第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(なしの声)

議長 なければ採決に移ります。第5号議案、令和元年度第11号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第5号議案、令和元年度第11号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。

日程第8、第6号議案、令和2年度農作業標準賃金の協定承認についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 (議案書の朗読及び補足説明)

議長 第6号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第6号議案、令和2年度農作業標準賃金の協定承認については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第6号議案、令和2年度農作業標準賃金の協定承認については、原案どおり承認する事に決定いたします。

以上で議案審議は終了します。

その他に入ります。委員及び推進委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項3件、事務連絡が4件ございます。報告事項の1点目、農業経営改善計画認定農家について森参事より説明いたします。

森 参事 (配布資料朗読及び補足説明)

事務局長 報告事項の2点目、青年等就農計画認定農家について森参事より説明いたします。

森 参事 (配布資料朗読及び補足説明)

事務局長 報告事項の3点目、亘理町賃借料情報について森参事より説明いたします。

森 参事 (配布資料朗読及び補足説明)

事務局長 (新型コロナウイルス感染症予防ほかについて事務連絡)

議 長 事務局からの報告及び連絡について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(発言なし)

以下、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者武澤文男委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時55分